

2. 小海町空家等対策協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第7条の規定に基づき設置する小海町空家等対策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、法において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 協議会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 空家等対策計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 空家等が特定空家等に該当するか否かの判断に関すること。
- (3) 空家等の調査及び特定空家等と認められるものに対する立入調査の方針に関すること。
- (4) 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (5) 空家等及び除去した空家等に係る跡地の活用の促進に関すること。
- (6) その他協議会において必要と認められる事項。

(組織)

第4条 協議会は委員15名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 地域住民
- (3) 建築、不動産及び法務関係者
- (4) その他町長が必要と認めた者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 機関の代表者の任期は、その職に在任中とする。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を各1名置き、会長は町長をもって充て、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は必要があると認めるとき、会議に関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が別に定める。